

別記様式第 1 号 (第 3 条関係)

行政部文書開示請求書

2023(R 5)年 6 月 24 日

蘭越町町長 金 秀行 殿

請求人 北海道磯谷郡蘭越町富岡 1035-3  
野村一也  
090-4836-4467

蘭越町情報公開条例第 12 条の規定に基づき、次のとおり公文書の開示を請求します。

請求内容

<p>1 請求にかかる公文書の名称または内容</p>	<p>湯の里駐車公園前の町有地 (湯里 353 番 3) の貸出しに関するすべての書類。ただし、前回開示を受けた 2021 (R3) 年 12 月 3 日以降の書類のみで構わない。とうぜん、町有地の賃借人が転貸の許可を蘭越町に求めた内容と、それに対する蘭越町の判断経緯が示された文書が含まれていること。</p> <p>&lt;請求の経緯&gt; 2023 年 5 月 29 日、請求人は、本開示請求と同様の公文書を請求した。しかしながら、蘭越町は、同年 6 月 12 日、請求人が閲覧後の写しを求めているにもかかわらず、閲覧をさせずに、次のふたつの文書を Eメールで送り付け、それをもって開示とした。 a. 2022(R4)年 2 月 2 日付けの総務課米田純希の Eメール b. 2022(R4)年 10 月 14 日付けの電話対応記録</p> <p>なお、請求人は、これまですべての公文書公開請求において閲覧と写しの双方を求めてきた。そして、開示においては、閲覧し、必要箇所のみを撮影してきた。 そこで請求人は、2023(R5)年 6 月 19 日、役場を訪問し、総務課米田純希に上掲 a 以外に賃貸契約書や建物所有者が賃貸の打診を求める文書が存在することを確認した。 しなしながら、総務課坂野は、「なお、土地の賃貸契約書の更新については、2021.12.3 付け決定通知で開示した契約書第 3 条第 2 項で 1 年ごとに更新しておりますので、今回新たに開示対象となるものはありません。」と示したメール文だけで、新たな文書を公開しなかった。</p>
<p>2 開示方法の区分</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 閲覧</p>
<p>3 受付年月日</p>	<p>年 月 日</p>
<p>4 担当課等</p>	<p>課 係 (内線 )</p>
<p>5 備考</p>	

以上